

## 地域薬学ケア専門薬剤師 養成研修コアカリキュラム

### 1. 到達目標

地域薬学ケア専門薬剤師を目指す者（以下、研修者）は、本研修カリキュラムにしたがって、地域薬学ケア専門薬剤師の職務に必要な幅広い領域の薬物療法における高度な薬学知識・臨床知識・専門的技術を修得し臨床経験を積むとともに、相応しい態度を身につける。

なお、副領域の標榜を目指す者は、別途定める領域の研修を同時に受けることにより、高い専門性を身につける。

- I. 医療における薬剤師の役割を理解し、医師、看護師、その他の医療従事者と良好な意思疎通を図り、地域包括ケアにおける医療チームに参画すること。
- II. 十分な処方箋の監査と調剤を正確かつ安全に遂行する技術と知識を修得すること。さらに、薬物療法の安全確保対策を立案し、医療従事者への指導・周知を行うこと。
- III. 患者にとって最適な薬物療法を提供するため、個々の患者の状態を的確に把握し、副作用や治療効果をモニタリングすること。さらに、投与量の調整や投与方法の変更、新たな薬物療法の提案など、地域包括ケアにおける医療チームに貢献すること。
- IV. 患者および地域包括ケアに関わる医療及び介護従事者からの薬物療法に関する相談に適切に対応できること。
- V. 最新の医薬品情報や臨床情報・ガイドライン等を、国内外のデータベースや文献情報から収集し、重要な薬物療法に関する論文を読みこなし、評価し、適切に提供できること。
- VI. 日進月歩する医療の最新知識と技術を常に学びつつ、患者がより有効かつ安全な薬物療法の恩恵を受けることができるように、薬物療法の向上に継続的に努力する心構えと態度を身につけること。

現時点の「研修ガイドライン」は、本コアカリキュラムの内容に相当するものとする。  
本コアカリキュラムの各項目の詳細については、各研修施設の特性を考慮して決定する。

### 2. 地域薬学ケア専門薬剤師の役割と必要な臨床能力

2-1. 患者から収集した情報、および身体所見、腎機能、肝機能、血液学的検査などの指標に基づいて、薬物療法の妥当性を評価するおよび要指導医薬品・一般用医薬品の推薦や受診勧奨を実施する。

2-1-1. 患者情報の収集について

- 2-1-2. 薬物療法の妥当性の評価について
- 2-1-3. 要指導医薬品・一般用医薬品の選定や受診勧奨について
  
- 2-2. 問題リストの解析結果に基づいて治療目標を理解し、個々の患者に最適な薬物療法のプラン（変更を含む）を提案する
  - 2-2-1. 標準治療、代替治療を含め、治療目標を理解する
  - 2-2-2. 問題点を把握し、個々の患者に最適な薬物療法プランを提案する
  
- 2-3. 必要に応じて、薬物動態に基づく処方設計を実践する
  - 2-3-1. 薬物動態に関する基礎知識について
  - 2-3-2. 薬物動態学的な解釈に基づく処方設計と薬物血中濃度のモニタリングについて
  - 2-3-3. 薬物血中濃度の測定結果の解析について
  
- 2-4. 医師、その他の医療・介護等従事者と良好なコミュニケーションをとり、共同して治療プラン（居宅管理を含む）を実行する
  - 2-4-1. 医療・介護・福祉等従事者との良好なコミュニケーションをとり、治療プラン（居宅管理を含む）を協議できる
  - 2-4-2. 共同して治療プラン（居宅管理を含む）を実行する
  
- 2-5. 実行した薬物療法の有効性・安全性をモニタリングし、必要に応じてプランの修正を提案する
  - 2-5-1. 薬物療法の有効性・安全性のモニタリングについて
  - 2-5-2. 薬物療法プランの変更を提案する
  
- 2-6. 副作用について理解し、個々の患者に合わせた副作用対策を提案する
  - 2-6-1. 副作用に関する知識について
  - 2-6-2. 個々の患者に対する副作用対策の提案について
  
- 2-7. 医薬品に関する情報を適時適切に収集・評価し、必要な情報を医療従事者に提供する
  - 2-7-1. 医薬品情報の収集と評価について
  - 2-7-2. 医療従事者への医薬品情報提供について
  
- 2-8. 患者・介護者と良好なコミュニケーションをとり、薬物療法の選択等に関して患者を支援し、医薬品の使用法等に関して患者や介護者に合わせて指導する
  - 2-8-1. 患者・介護者との良好なコミュニケーションと薬物療法の選択等に関する患者支援について

2-8-2. 患者・介護者の理解力に合わせ、医薬品の使用法等について指導できる

2-8-3. 患者・介護者の環境や能力に合わせて、医薬品を適切な使用方法について具体的に支援できる

### 3. 薬物療法に関連する情報の検索、創出、評価、提供に関する知識・技能

3-1. 一次、二次、および三次資料の代表例について適切に検索できる

3-2. 論文を生物統計、内的妥当性／外的妥当性、統計学的有意／臨床的有意の視点から批判的に吟味し、活用できる

3-3. 収集した情報について医療従事者、患者、学生等に合わせて提供したり教育できる

3-4. 研究プランを立案（仮説の生成、研究デザイン、プロトコル作成）できる

3-5. 研究倫理に則り研究を実施できる

3-6. 研究成果から論文を執筆し公表できる

### 4. 地域薬学ケア専門薬剤師に必要な知識

研修者は、以下の項目に関する知識を修得しなければならない。

なお、下記の疾患の内、副領域を標榜する場合には、別途、習得すべき項目を別途定める。

#### 4-1. 各領域の各種疾患等に関する一般的知識

以下の疾患について、疫学、発症機序、危険因子、臨床所見、診断基準、標準的治療の知識を修得する

4-1-1. 精神疾患：統合失調症、うつ病エピソード、躁病エピソード、神経症性障害、認知症、多動性障害、薬物依存

4-1-2. 神経・筋疾患：てんかん、パーキンソン病、振戦、筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症、頭痛・片頭痛、疼痛、末梢神経障害

4-1-3. 骨・関節疾患：骨粗鬆症、変形性関節症、関節リウマチ

4-1-4. 免疫疾患：アレルギー、アナフィラキシー、全身性エリテマトーデス（SLE）、ベーチェット病、臓器移植（造血幹細胞移植は除く）

4-1-5. 心臓・血管系疾患：高血圧症、低血圧症、虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞）、不整脈、心不全、心筋症、末梢閉塞性動脈疾患、肺高血圧症、肺血栓塞栓症・深部静脈血栓症、脳卒中

4-1-6. 腎・泌尿器疾患：慢性腎疾患（CKD）（糸球体腎炎、ネフローゼ症候群を含む）、腎不全、透析、尿路結石、神経因性膀胱・過活動膀胱、前立腺肥大症、性機能不全

4-1-7. 産科婦人科疾患：月経困難症、更年期障害、子宮内膜症、妊娠悪阻、切迫流産、陣痛微弱、不妊症、避妊

4-1-8. 呼吸器疾患：気管支喘息、慢性閉塞性肺疾患（COPD）[肺気腫・慢性気管支炎]、びまん性汎細気管支炎（DPB）、間質性肺炎、喫煙依存（ニコチン依存症）、睡眠時無呼吸症候群

- 4-1-9. 消化器疾患：消化性潰瘍、逆流性食道炎、潰瘍性大腸炎、クローン病、過敏性腸症候群、下痢、便秘、悪心・嘔吐、腸閉塞、痔疾患、肝硬変、肝炎、胆石症、薬物性肝障害、膵炎
- 4-1-10. 血液および造血器疾患：貧血、紫斑病、播種性血管内凝固症候群（DIC）、血友病、白血球減少症、血小板減少症
- 4-1-11. 感覚器疾患：緑内障、白内障、糖尿病性網膜症、加齢黄斑変性、副鼻腔炎、メニエール病、花粉症、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、味覚障害
- 4-1-12. 内分泌・代謝疾患：甲状腺機能亢進症・低下症、糖尿病、脂質異常症、痛風・高尿酸血症、副甲状腺疾患、尿崩症
- 4-1-13. 皮膚疾患：尋常性ざ瘡、アトピー性皮膚炎、白癬、乾癬、帯状疱疹、熱傷、褥瘡、接触皮膚炎
- 4-1-14. 感染症：感染症分類と起炎微生物、呼吸器感染症、尿路感染症、眼感染症、中耳炎、HIV感染症、深在性真菌症、中枢神経系感染症、発熱性好中球減少症、胃腸感染症、婦人科感染症、感染性心内膜炎、敗血症、性感染症、皮膚／軟部組織感染症、結核
- 4-1-15. 悪性腫瘍：食道がん、胃がん、大腸がん、肝がん、膵がん、肺がん、乳がん、白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫（MM）、子宮がん、卵巣がん、腎がん、膀胱がん、皮膚がん、頭頸部がん、前立腺がん、脳腫瘍、がんの支持療法、緩和ケア、造血幹細胞移植
- 4-1-16. その他の疾患：酸・塩基平衡異常、電解質異常、栄養欠乏症

#### 4-2. 薬物療法に関する知識

- 4-2-1. 医薬品の分類・薬理作用・副作用・薬物体内動態・薬物相互作用・特殊集団への投与・剤形の特徴・添加物・含量規格・使用上の留意点などの薬学的知識
- 4-2-2. 医薬品について承認された効能効果・用法用量（保険適用の範囲）
- 4-2-3. 医薬品の副作用の症状、好発時期、初期症状、対処法
- 4-2-4. 各種疾患に関する薬物治療ガイドライン
- 4-2-5. 医薬品管理に関する各種規制（RMP、管理薬など）
- 4-2-6. 医薬品の反応性に関連する薬理遺伝学
- 4-2-7. 医薬品のベネフィット／リスクの評価に必要な薬剤経済学

#### 4-3. 倫理・ヒューマニズムに関する知識

#### 4-4. 健康増進の知識

- 4-4-1. 健康助言/教育/指導
- 4-4-2. ワクチン接種

4-4-3. 生活指導（疾病予防とヘルスプロモーション）

4-4-4. 代替医療

4-5. 社会保障と地域包括ケアシステムに関する知識と活用

4-5-1. 日本における社会保障システム

4-5-2. 地域包括ケアシステムの概念

4-5-3. 医療保険と介護保険

4-5-4. 地域における医療・介護・福祉

4-6. 在宅医療と薬剤師の関わり

4-6-1. 在宅への移行に必要なこと

4-6-2. 地域における医療・介護・福祉職との連携

5. 研修期間・研修先

5-1. 研修期間は5年間とし、研修者は、地域薬学ケア専門薬剤師研修基幹施設（病院）において指導薬剤師の指導のもと、月3～4回以上の研修を受けるものとする。

5-2. 基幹施設での研修においては、カンファランスに出席するなど治療方針の検討の場を経験する。

5-3. 研修者は、在籍する連携施設において、四領域以上の疾患に関して、薬学管理指導等の経験を通じて、薬学管理に関する検討会での協議を経るなど地域薬学ケアの実践を経験する。